

第3回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日(月) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	11番	日南田 貴美	12番 吉儀 良弘
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 4番 上野 悟
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について(9件17筆)
- 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件3筆)
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

議案第11号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第2 協議事項

- (1) 世羅町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン(案)について
- (2) 農業経営基盤強化促進法に係る権限移譲事務について
- (3) 農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正(案)について
(農地法関係事務処理ガイドライン及び農地法に関する各種証明事務ガイドラインの改正について)

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (4) 非農地証明申請について(3件3筆)
- (5) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 西内隆貴

9. 傍聴者

なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会 13時30分)

事務局 定刻となりましたので、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。本日の総会につきまして、事務局長が、別な会議の方がございますので、遅れて出席させていただきます。また、すみません、送付させていただきました議案の中で、訂正等がございますので先に訂正の方、させていただきます。議案集の73ページをお開きください。報告事項(2)農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについての、譲り渡し人の■■■■さんの年齢を80歳と記載しておりますが、78歳に訂正の方、お願いいたします。また、別冊の議案第10号農用地利用集積計画(一括方式)の作成につきまして、机の上に配布しているものと差し替えの方、お願いいたします。また、協議事項(3)農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正(案)につきまして、発送の方がちょっと遅れまして、というのも広島県の方からガイドラインの改正につきましての情報提供が遅れたためですね、本日の配布ということになりました。誠に申し訳ないんですが、合わせてご協議の方お願いします。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、それでは皆さん改めまして今日は、先程ちょっと話をしていましたけど、ほんと、春の訪れを、草が、雑草が伸びる、青々としてきだして、「ああ、春になったなあ」というふうを感じるようになる、ほんと、春の農作業へ向けての準備等々で、お忙しくなると思います。土筆もえらい今年は早かったかなあというふうに思って、1回だけは食べさせてもらいました。これも春の旬ですからと思って、食べさせていただきました。余分な話になりましたけれど、お手元に、これ、これを見て頂くと、担い手の定義と担い手の区分というのがですね、裏を見て頂くと、一番下に、令和4年度担い手の農地利用集積状況調査作業要領というのがありまして、それを見てもらったら載っていますので、作り直して、皆さんのお手元にお渡ししてもらおうことにしました。「担い手」とは何かということが書かれているということと、こんなに区分が分かれとるんだというのを初めて知ったような状況です。こんなことなんだなあと感じた訳でございます。

議長 はい、それでは第3回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、2番 作田 博委員さん、4番 上野 悟 委員さんをお願いをいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集72ページをご覧ください。報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下6件

12筆について議案集により朗読説明。) 報告については以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、他の権利設定等の関係から報告事項(2)「農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集73ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて」です。(以下議案集により朗読説明)
(報告事項(2)「農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現況地目	取り消し理由	備考
■■■■	■■■■	(渡) 高齢のため、耕作・管理が困難。 (受) 農業経営規模拡大のため。	田1筆 2,225㎡	申請誤りのため	令和5年1月25日開催 1回総会議案第1号審議結果 許可

以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願い致します。

(議案第7号)

議長 それでは、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」(9件17筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■	■■■■	(渡) 高齢のため、後継者である長男に権利を譲渡する。 (受) 生前贈与 (農) ■■■■の構成員・利用権継続	黒木啓 勝見 藤高	田1筆 畑1筆	2,030㎡
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、後継者もいない譲渡する (受) 規模拡大したいと考えており、農道も良いので購入する。 (譲受人は耕作者のため利用権の解約なし)	原田 黒木清 槇奥	田1筆	1,407㎡

		<p>(渡)相続により取得したが居住地が離れており、耕作困難なため譲渡する。</p> <p>(受)規模を拡大したいと考えており、所有農地と1枚となっているため購入する。</p>	<p>行吉 勝見 黒木啓</p>	<p>田1筆</p>	<p>4,824㎡</p>
		<p>(渡)体の調子が悪いので、耕作管理が困難なため。</p> <p>(受)農業経営規模拡大を図りたいので購入する。</p>	<p>是竹 堀田 湯川</p>	<p>田2筆</p>	<p>923㎡</p>
		<p>(渡)体の調子が悪いので、耕作管理が困難なため。</p> <p>(受)農業経営規模拡大を図りたいので購入する。</p>	<p>是竹 堀田 湯川</p>	<p>田1筆</p>	<p>413㎡</p>
		<p>(渡)高齢のため、耕作管理が困難なため。</p> <p>(受)農業経営拡大のため譲り受ける。</p>	<p>是竹 堀田 湯川</p>	<p>田1筆</p>	<p>2,225㎡</p>
		<p>(渡)世羅町に在住しておらず、昨年8月には自宅並びに近隣の農地を譲受人に所有権移転しているため。</p> <p>(受)法人の構成員であり所有権を得て安定した経営を行うため。(農)の構成員・利用権継続)</p>	<p>梅田 鍛冶谷 真野</p>	<p>田6筆</p>	<p>8,807㎡</p>
		<p>(渡)遠方に居住しているため、耕作困難となり譲渡する。</p> <p>(受)規模拡大のため、居住地から近いので購入する。</p>	<p>相良 稲田 下原</p>	<p>畑1筆 田1筆</p>	<p>783㎡</p>
		<p>(渡)隣接する農地と1枚になっており隣接している所有者から依頼があったため。</p> <p>(受)法人の構成員であり所有権を得て安定した経営を行うため。(農)の構成員・利用権継続)</p>	<p>松尾 宮迫 村田</p>	<p>田1筆</p>	<p>2,592㎡</p>

事務局からは以上です。

事務局

(議案集により1件目について朗読説明。)

議長

はい、1件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員

はい、先ほど説明がありましたように、お母さんから息子さんへの贈与ということでございます。3名で現地確認をしまいいりまして、現況を確認させていただいております。それぞれ、2筆について、畑と田について、同じ法人の区域内でありまして、農地として草刈等きちんとされていると確認しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、それでは議案第7号農地法第3条の規定によるによる許可申請が出ておりました、これにつきまして去る3月20日に黒木委員さん・榎奥委員さん・私と、現地調査にまいりました。現地は、簡単な地図がついておりますが、もしかしたら世羅町が■■■■かと思っておりますね、ちょっとびっくりしたんですけど、該当農地が■■■■の■■■■ということで、そういえば農地パトロールの時にですね、ここの農地は行方不明、未確認の農地じゃあなかろうかというようなことで苦労した経緯を思い出しました。そして、境界にありますこの農地は、世羅町の方からは道路はないんです。■■■■の方からだけ、立派な道路がついておりましたが、譲り渡し人、譲受人さんが、当事者両氏が■■■■の方でございます、もし、世羅町の方が持っとったらこんな所は直ぐに荒廃地になってしまうんだろなあというような印象を受けてまいりました。現場につきましては、大変よく田圃も整理してありますし、■■■■の方が、耕作を今度からされるんでしたら、大変これは良いことだなあという様な印象を持ちまして、この件につきましては3人の委員とも「問題なし」という様な判断を下しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 3番■■■■さんの件について、推進委員行吉が報告いたします。現地確認を3月19日9時より、黒木委員・勝見委員と3名で行いました。現況は■■■■さんですよね、が、耕作しておられます。新たに譲渡されて耕作され、規

模拡大をして耕作をされるということです。3名の意見としては、問題ないということになりました。審議の程お願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4から6件目について朗読説明。)

議長 はい、4から6件目について是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、それでは報告いたします。3月21日に3名で現地確認にまいりました。■■■さんと■■■さんについては■■■号線沿いの、■■■さんから■■■さんの間になります。4枚の田があるんですが、その内の3枚が該当になります。今まで通り田圃になってますし、そのまま引き継いでやってもらったら良いんじゃないかと思います。何の問題もありません。それから■■■さんの件ですが、前回の時に、■■■さんという方になっとったと思うんですが、今回、■■■さんということで■■■さんと■■■さんは兄弟なんで、■■■さんの方の都合で、■■■さんをお願いするということになったらしいです。以上です。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。5件目なんですけど、地図とか写真とかを見ると、新しい真砂が敷いてあるような感じなんですけど、これはどういうことなんでしょう。

議長 事務局。

事務局 はい、こちらにつきましては進入路等がございませんでしたので、3条許可で所有される場合につきましては、そういった物が必要になってくるということを譲受人の方にも、お話をさせていただいて、現況をこの■■■とその横にあります農地が1枚の田圃でございまして、許可するのであれば、■■■の右隣の農地も併せてになるんですが、こちらにつきましてはまだ相続の方が完了していないということで、所有権移転の方が出来ませんでしたので、■■■単体というか、その筆のみで営農できるという状態ということで、耕作道として作られたものでございます。以上です。

議長 よろしいですか。はい10番委員さん。

10番 あ、耕作道というのは農地になるんですか。

事務局 はい、耕作道は農地になります。管理道につきましては農地の一部というこ

とで大丈夫です。

10番

はい。

議長

はい。

6番

6番夏見です。よろしいですか。

議長

はいどうぞ。

6番

はい、4番・5番、受人が■さん、いうことになっているんですが、時々この■さんという名前が出てきますが、理由として規模拡大を図りたいということとありますが、■さん本人が農業されてるんでしょうか。

事務局

はい、■さん本人の方が農業されておりまして、今回の申請の個所につきましては、ブドウを植えて規模の拡大を図りたいとお聞きしております。その他のところにつきましても、ご本人さんが農業されたり、所有農地が所有権設定等されてる面積もございますので、ご本人さんが農業されているというふうに理解しております。以上です。

6番

質問させてもらったのは、過去から■さんの名前が、よく出てきます。これによって■さんが規模拡大をして、自分でできるのかどうかというのが、ちょっとクエスチョンです。

議長

はい、これについて事務局。

事務局

はい、3条申請を出していただいて、聞き取り等の中でですね、出来るとお伺いしているのが一つと、どうしても経営面積等増えてこられる場合なので、そういった所も含めてですね、なかなか管理等、不足する部分もあるかもしれないので、例えばどなたか雇用するなり、そういった所も検討はしていただきたいということで、お話の方はさせていただいている状態でございます。

議長

はい、他にはありませんか。

議長

はい、10番委員さん。

10番

はい、10番荻田です。■さんの問題じゃあないと思うんですけど、農地を取得される、申請をされるそういうことで、例えば農地転用するという形になって、第3条で申請しといて、何年、1年、2年、3年、4年、何年耕作しなければいけない、言い方悪いんですが、何年耕作しないといけないのかという規定がありましたっけ。

議長

では、事務局。

事務局

はい、規定の方はありましたが、現在では3年3作というところは不適ということで、ガイドラインの中からは落とさせていただいております。というふうな形になります。なので、直ぐ転用されるかどうかにつきましては、申請書を出される段階で確認して、というふうなことに今後なります。昔までは3年3作ということが、条件にはあったんですけど、現段階では国の方から、そういった所は不適ということで広島県の方に意見、各県内市町村の委員会の方に文書の方が発出されまして、今現在では3年3作という縛りというものは、ございません。先程話させていただいた通り、3条の申請の段階で、転用する予定があるのであれば、転用の申請をして下さい。ということをお伝えするという形に変わってまいります。以上です。

議長 10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。ということは、例えば今、農地を取得して頑張ろうということで、3か月ぐらい後にはやっぱりだめだ、農地転用しないといけない、いうことも罰則はないということですね。

事務局 はい、ありません。

10番 はい、解りました。

議長 ちなみにいつからそのようになったか。

事務局 3年3作の関係につきましては、令和4年度の9月か10月ぐらいに、ガイドラインの改正ということで、掲げさせていただいておまして、世羅町といたしましては、来年4月1日から、後程説明させていただこうと思っておりますが、押印廃止の部分と合わせて、申請書の方も修正等させていただいたもので、申請を今後受け付けて行くという形になります。

議長 よろしいですか。外にはありませんか。

議長 はい、9番委員さん。

9番 はい、9番鈴木です。今の件なんですが、■■さんという方は、たちまち■■■■
■■も兼ねておられるというようなことで、それはたちまちは自分で購入されとるんですが、その他、おられる中でたちまちこうやって、農地を取得して、縛りがなくなった以降に、転売なり、建物を建ったりとか、色々ケースはでてくるんだろうとは思いますが、農業委員会として、農地を守るという意味で、まあ、後々そういうケースが出てきた場合、考え方としてどうなんだろうかと、たちまちは申請は、問題はないということではあるんであろうと思いますが、将来的なものを見た場合に、明らかにそういう懸念も出て来る可能性もあるということで、後の農地の利用が、農地でなくなるというようなことも出て来るので、農地を守るという意味ではどうかなという、一つの不安の材料があるということで、今の件がどうのこうのじゃなくて、いうことで済みません。終わります。

議長 事務局補足はありますか。

事務局 補足ということではないんですけど、一応国の方からそういった示しが、3年3作の廃止があった時に、世羅町農業委員会事務局としても、そういうことでは、今、鈴木委員さんがおっしゃられた通り、直ぐに転用される可能性があるのではないかというようなところは、県を通して国の方へ意見は伝えてはおるんですが、最終的には変らなかつた様な状態で、私たちにつきましては、どうしても3年3作の、どうしても直ぐ転用される可能性があるには、どうしたらいいのかというような話は勿論、県を通じて話はしたんですが、それはやはり、先ほど説明させていただいた通り、申請の段階で確認させていただいて、その後に出るようであれば、また、5条、転用の許可の要件に該当するようであれば、許可するのが妥当というか普通です。という様なところで回答をいただいているというような状態でございます。

議長 よろしいですか。他にはありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。

した。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により7件目について朗読説明。)

議長 はい、7件目について梅田委員さんより報告をお願いします。

梅田委員 はい、こないだ19日の日ですね、鍛冶谷さん、真野さんと共に現地調査を行いました。先程も説明あったように、■■■■さんの方が、家・土地購入されてこちらに住まわれておりまして、あと■■■■法人の方にも入っております。法人の方で引き続き利用権設定しての農地の利用という形を考えているみたいですので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により8件目について朗読説明。)

議長 はい、8件目について相良委員さんより報告をお願いします。

相良委員 はい、相良と申します。よろしくお願ひいたします。3月14日に稲田さん・下原さん・相良と3名で現地確認を行いました。申請地についてはどちらも草刈りをされておりますし、問題はありません。また、年々空き家が増えておりますが、今回は空き家バンクを利用しまして、空き家プラス農地と一緒に考えておられます。39ページの上の写真ですが、空き家の前が田圃になっております。陽当たりも良く、私たちも応援したくなる物件でもあり、案件でもあります。皆様のご理解をいただき、ご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により9件目について朗読説明。)

議長 はい、9件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員 はい、それでは失礼いたします。3月20日にですね、私と村田さん・宮迫さん3名にて現地を確認いたしました。この農地はですね、以前から一枚の農地を中畔をもって自分で所有されとった訳ですが、昨年の中畔を除去いたしまして、1枚の農地にしたということで1個にまとめられたということでございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第8号)

議長 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件3筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集45ページをご覧ください。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第8号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 2,324㎡	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑1筆 8.97㎡	宅地	茶谷・湯川・是竹	第3種農地 農振地域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 919㎡	資材置場 資材保管用 コンテナ 駐車場	下原・相良・稲田	第1種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目について行吉委員さんより報告をお願いいたします。

行吉委員 はい、1番[]さんの件について推進委員行吉が報告します。同じく3月19日9時より、現地確認を、黒木委員・勝見委員と3名で行いました。場所はですね、46ページの右側の筋で、[]の裏というか、北側にあたります。この土地は、10年以上も耕作放棄地のもので、草刈は年に1回か2回はされていたような感じです。今回、太陽光発電設備の設置ということで、土地の造成計画は現状のまま使用されるということ、土砂の流失・崩壊か、特に被害を生じる恐れはないということです。また、周辺の農地については、特に影響はありません。用水は必要としない。排水は自然流下で今の水路に流れる。で、川へ流れる。汚水等は発生しない。ということです。以上です。審議の程お願いします。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

6番 6番、夏見です。

議長 ごめんなさい。ちょっといま、どうぞ。

6番 譲受人なんですけど、[]の方ということで記載されてますが、所有権が移転されてます。会社が二つあるんですけど、どちらも代表者名が無い。どちらが所有権を持つのかというのわからない。その辺を説明をお願いします。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、すみません。譲受人の関係としまして、こちらの方が、[]ということになりますので、代表者につきましては、代表社員ということで、その中の会社の[]、すみません、職務執行者が居られます。すみません、こちらの方へ職務執行者まで記載の方がございませんですけど、そちらの方が代表というか所有になりまして、土地自体は[]が所有、[]の所有になります。

6番 []ということは、代表者が同一ということですか。

事務局 業務執行役員として[]が、業務執行の社員になります。

6番 まあ、契約が成立してとるから契約書へはね、ちゃんと書かれているんだと思うんですけど、申請書の内訳を見ただけでは私には分からないので質問させていただきました。それと、ちょっと先日から思っていたんですけど、利用期間が永久というのが出てきておるんですけど、初めは最長で25年とかいうことであつたと思うんですけど、永久というのは、所有権を移転してしまえば、その人がね、永久的に権利を持ってしまうということになりますけど、「永久」というのは、この所有権移転したのと、地上権を設定したのと何か使い分けがありますかね。期間の。

議長 はい、事務局。

事務局 基本的に所有権移転したのに関しては、利用期間を永久にさせていただいております。その他、地上権、賃借権その他のものにつきましては、契約書等を確認させていただいて、利用期間の方、記載させていただくというふうにさせていただいております。

議長 よろしいですか。
6番 分かりました。
議長 他に質疑・意見はありませんか。
議長 ありませんか。
議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、3月21日、湯川委員さん・是竹委員さんと現地確認にまいりました。当該農地の方は、■■■■さんから■■■■さんへ向かう、■■■■の旧道ですね、そこを降りたところでございます、丁度、家は、■■■■さんの家は、出入り口は道に面しておりますが、その裏の方を宅地として利用したいという意向のようでございます。現地を見に行きましたところ、この■■■■
■■■■さんという方は、ここに元々家があったんですが、そこをもう解体して、更地にされて、よそで家を建てておられます。畑としてやってた農地が、そのまま宙に浮いた状態という格好で、■■■■さんとすれば裏に、空き地がないというか、コンクリートブロック壁の、すぐ家が建っておる状況なので、その残った畑の土地を宅地として、自分とこにしたいという内容でございます。水路に関しましても、すぐ裏に56ページの写真からしますと、宅地の後ろへ排水路が出ておりまして、その排水路の裏をずーと通って、Tの字型に、そのブロック塀から直角に水路から、水が抜ける様になっておりましたので、水の処理に関しても問題ないだろうというふうに3人で確認したところでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について下原委員さんより報告をお願いします。

下原委員 はい、それでは報告します。3月14日の13時30分頃から、私下原と相良委員・稲田委員3名で現地を確認しました。結論から申しまして、妥当とい

う判断をいたしました。詳細について申し述べます。現地確認には、申請者、譲受人である■■■■の■■■■氏が立会してくれました。現地は不耕作の状況が続き、生活用のため農地転用で、地元企業である■■■■の資材置場兼駐車場として造成することは妥当と判断しました。なお、■■■■氏によると盛り土高は、事業により申請より低く抑えること、盛り土材運搬は、そこに運搬材、土砂を運ぶはん路が、町道■■■■・■■■■線ですが、現状においても路面損傷が非常に進んどって、このまんま、重車両を走らすと、町道が崩壊するということが危惧されますので、■■■■と■■■■境に仮置き場を借りて、そこから二次運搬で現地に土を運び込むというようにしようという説明でした、私からのアドバイスですが、盛り土勾配が1割5分で、雨が降ったりして、エローションつまり雨裂ですね、雨裂の発生が危惧されますので、現状においては、この図面では盛り土肩に、保護路肩が設けてありませんけど、これを設けておかないと土が崩れて、下方の田圃とか水路に流れるという可能性が非常に高いんで、そう言った物はつけてやってほしい、それと盛り土をしたあかつきには、早期植生によって、そう言った悪影響を除去する様に努めてほしいという要望をいたしました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 はい、5番委員さん。

5番 はい、5番安井です。先の1番の件ですが、太陽光のパネルの今までの、設計を見てみたんですけど、えらい何か少ないんですけど、まばらに設置してあるということですか。

議長 それについて、どういうことであろうかということですか。

議長 何か、事務局きいてますか。

事務局 はい、51ページのレイアウト図のところ、区分けの部分等がある、ここは、地積図上は1枚になっておりますが、現状は3枚に分かれておまして、段差の様になっております。その関係のものが中にある、線で引いてある、太線のところがそれぞれ分かれておまして、その部分については中々パネルを設置することが難しいということもございまして、管理道としても必要ということでその様になっておまして、一番右側のところにですね、空きスペース、丸で色を付けさせていただいてる所につきましては、南側は■■■■等がございまして、日照考慮しての配備ということで、そう言ったところには置かれたいところ、そちらについてはメンテナンス・スペースだったり、先ほど言った管理道といったところで整理をされるということでお聞きの方、しております。以上です。

議長 よろしいですか。

5 番 ほとんど防草シートみたいなもんですか、空き地が広いから。
 議長 何とも言いようがないですけど。
 5 番 今まで見たものと。
 事務局 中については、防草シートの方はありませんが、年 2 回から 3 回程度、畔等を含んで、草刈をするということで申請時に確認の方はさせていただいております。
 5 番 はい、ありがとうございました。
 議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)
 議長 はいありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、3 件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。

(議案第 9 号)

議長 それでは、議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。
 この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第 9 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 15 筆 16,899 m² 世羅地区 2 筆 2,329 m²
 世羅西地区 6 筆 18,830 m² 合 計 23 筆 38,058 m²

続いて別冊議案第 10 号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成」について、11 月の総会でもありました通り、農地中間管理機構を通した契約のものになります。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明)。

世羅地区 15 筆 19,256 m² 世羅西地区 67 筆 91,824 m²
 合 計 82 筆 111,080 m² 説明は以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
 議長 ありませんか。
 議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
 議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 10 号)

議長 それでは、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第……。(事務局において議案第 9 号及び議案第 10 号を合わせて説明したため、合わ

せて承認された形となった。)

(議案第 11 号)

議長 続きまして、議案第 11 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件につきましては世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 産業振興課産業振興係の西内です。よろしくお願いたします。それでは議案第 11 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」の説明をさせていただきます。お手元の資料、世羅農業振興地域整備計画変更理由書が概要となっております。今回農業用地区域から除外するものは 9 件の 10 筆で、除外理由の内訳は、駐車場用地 4 件、資材置場用地 3 件、太陽光パネル発電設備設置 1 件、非農地 1 件でございます。4 ページをお開きください。横にしてご覧ください。なお、位置番号順に位置図を付けておりますので、併せてご確認をお願いいたします。最後の A3 の地図には、除外するもの、おおよその場所が分かるように、印を付けておりますのでご確認ください。今回、農業振興地域整備計画から除外しますものは、9 件 10 筆、面積については合計で 18,066 ㎡でございます。具体的な場所・面積は次の通りです。15 ページをお開きください。位置番号 1 大字小世良字乙川 359-7、面積 1,347 ㎡、除外理由につきましては資材置場となります。17 ページをお開きください。大字東上原字西原 1110-3、1110-6、面積は合わせまして 544 ㎡、除外理由につきましては駐車場用地となります。19 ページをお開きください。大字東上原字西原 1111-1、面積 303 ㎡となります。除外理由につきましては駐車場用地となります。21 ページをお開きください。大字安田字天満 687-1、1,144 ㎡、除外理由につきましては資材置き場となります。23 ページをお開きください。大字安田字天満 688-1、1,917 ㎡、除外理由につきましては資材置き場となります。25 ページをお開きください。大字津口字寺谷 1199-1、面積 1,866 ㎡、除外理由につきましては駐車場用地となっております。27 ページをお開きください。大字京丸字大平東山 10768-125、除外面積につきましては 1,075 ㎡、除外理由につきましては太陽パネル発電設置となっております。すみません。こちらの方は誤っております、駐車場用地となります。続きまして、29 ページをお開きください。大字京丸字大平中山 10777-122、面積につきましては 9,749 ㎡となります。こちらの方は太陽光発電パネルの設置となっております。続きまして 31 ページをお開きください。大字上津田字表久保 358、面積につきましては、121 ㎡、除外理由につきましては非農地証明によるものとなっております。今回除外しますものは、農振法第 13 条第 2 項の全ての条件を満たしております。続きまして編入でございます。33 ページをお開きください。大字田打字橋詰 710-1、712-3、715-4、715-5、719-1、719-3、719-4、719-12、719-14、719-22、719-23、719-24 合計面積は 5969.79 ㎡となります。編入理由としましては、35 ページの方をお開きください。今回、

が所有されております土地について、農業用施設用地として編入をする予定にしております。当法人は、今年度農業経営基盤強化準備金制度を活用され、農機具格納庫、穀物保冷庫を建設されました。この制度は、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、法人は損金に算入でき、更に積み立てた準備金を活用し、取得した農業用の建物、機械等が農振法の農業用施設用地に該当する場合は、圧縮記帳できるという制度です。この制度の活用のため、農振法の農業用施設用地である必要があり、また、今後も営農活動を継続されることから編入を行います。産業振興課からの説明は以上になります。

産業振興課 すみません。1件、訂正の方をします。5ページをお開きください。5ページの位置番号7 大字京丸字大平東山 10768-125 につきましては説明では駐車場用地にすると説明したと思うんですけども資料の方が太陽光発電パネルの設置というふうに記入の方誤っております。8の大字京丸字大平中山の方が太陽光発電パネルの設置となっておりますので、資料の方が、記載の方が入れ替わっておりますので、修正の方、お願いします。

議長 分かりました。除外理由の7と8が入れ替わっているという。
(説明内容の一部不備があり、訂正も不適切であったため確認のため休憩)
(14時38分休憩)
(14時39分再開)

議長 それでは再開します。

産業振興課 はい、度々申し訳ございません。27・28ページのですね、位置番号7の方が8になりまして、29・30ページの方が、位置番号7になります。5ページの先ほどご説明しました変更につきましては修正なしということで、そのままお願いします。

議長 分かりました。

議長 分からない。再度もう一度落ち着いて。

産業振興課 はい、まず5ページの修正の必要はありません。

(修正内容について再度説明)

議長 27・28ページの申し出地っていうのを7となっておりますけどこれを8にする。29ページ30ページの申し出地8となっているのを7に変更する。これが正解です。で5ページはそのままOKということでいいですか。

産業振興課 はい。

議長 よろしいですか。それでは進めます。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 10番委員さん、9番が先。はい、9番委員さん。

9番 すみません。9番鈴木です。4ページの1の資材置場というのは、資材とはどんなもんですか。

議長 はい、説明をお願いします。

産業振興課 はい、すみません。1番、位置図1については、菌床栽培を行うための、行うために除外を行うものであって、その際に必要な資材も置かれるということで資材置場というふうに記載させていただいております。

議長 9番委員さんどうですか。

9番 分かりました。

9番 分からんけど分かった。長引いてもいけないので。

議長 それでは他に。

議長 10番委員さん。

10番 今回の5ページの8番ですね、これは結局駐車場・農機具でしょ。5ページは変らんのため、非常に1ヘクタール位の規模感で転用されるということですよ、9,749、これって妥当ですか。駐車場とか全てにおいて。

産業振興課 実際にですね、現地の方が27ページをご覧いただければと思うんですけど、ちょっと現地、現場写真はないんですけど、東側の土地については法面になっておりまして、実際の駐車場等で利用できる様なスペースになっておらず、南側の方も法面になっておいて、実際ですね、駐車場等に利用できる様な状態ではないので、現地も見させていただいたんですけど、それも含めてですね、全て除外するという事で、約9,700㎡ですか、除外ということにさせていただいております。

議長 面積割合にしている利用できる平面がないということですね。

産業振興課 そうですね。

議長 そういうとらまえかたですね。

10番 結局、これ鶏舎。

産業振興課 鶏舎です。今は利用されていないんですけども、申し出地8の四角で2棟、二つ囲ってあると思うんですけども、それについて鶏舎になります。

10番 鶏舎、囲ってあるのがねえ。

産業振興課 はい。

10番 鶏舎は農地。

産業振興課 鶏舎は筆が違うんで今回の除外する面積に含まれておりません。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他には、はい。

6番 6番夏見です。35ページ編入の理由ということで、XXXXXXXXXXが載っておるんですが、ここに中ごろからですね、いろんな制度を使って有利にですね、経営を行っておられるということが分かったんですけど、こういう制度はですね、世羅町内に多くの法人がありますけど、大体その施設をもって運営をされてます。この制度自体が、全ての法人がね、こういう制度があるということを説明されておられるのかどうか。皆がこうした制度を理解しているのかどうか。実際に、私もそういう所の、法人とかいう組織については、中身は分からないんですけど、ただ、一部の団体だけが、こういう制度を理解して使っているということであるのであれば、私は良くない、というふうに思います。ということは、どの団体も使えるように説明すべきだと。そのように思います。以上です。

議長 はい、それでは事務局

事務局 はい、すみません。農業委員会事務局からということではないんですけど、

基本的に農業経営基盤強化準備金制度につきましては、よくある、これにつきましては、国の農政局の方が直轄でやる事業になっておりまして、制度自体の説明につきましては、昨今はどうしてもコロナウイルスの関係で、法人経営者協議会等で通常につきましては、ご説明させていただいたことが、私が振興係をさせていただいた時には、何年か前、一旦説明をさせていただいて、準備金の制度につきましてはご説明の方をさせていただいた経緯の方がございます。なので、その当時から概要的な所につきましては、ほとんど変更はないと思いますので、そういった所は説明させていただいていると思いますし、また、この経営基盤強化準備金制度を活用される場合というのは、どうしても農業認定者等の改善計画の中に位置づける必要がございますので、その改善計画を提出される際に準備金を活用される予定であれば、こういったこともありますってことは、改善計画の更新なり、新しい機械を購入される際には、そういったお話を振興係の方からさせていただいているのではないかというふうには思います。以上です。

議長 よろしいですか。他にありますか。

議長 9番委員

9番 すみません。もうちょっとだけ、さっき私が質問したとこで、菌床の資材、菌床のどういうんですかね、用が済んだ産廃状態のものを置くという、その資材じゃないんですね。というのが、その下の方へ農地がありますが、そこら辺の影響というものはないものか、所有者が同一の人なんだろうかとかいうことです。

議長 はい。 (産業振興課 資料準備のため休憩)

議長 暫時休憩とします。 (14時50分休憩)

議長 休憩を閉じて再開します。 (14時54分再開)

議長 それでは、産業振興課の方から説明をお願いします。

産業振興課 はい、すみません。先程の件について説明させていただきます。こちらの方、まず変更理由の方が、XXXXXXXXXXの方が、シイタケ栽培に使用する、菌床を、堆肥化するための堆肥舎を設置し、販売するために除外を行います。

議長 はい、ちょっとそれについて、課長の方から補足を

事務局長 それでは、産業振興課の課長ということで補足させていただきます。今回、農振除外の手続きということで申請されているんですが、具体的なことは担当の方が話をさせていただいたと思うんです。いわゆる除外の申請については、そのルール、法に則ってきちっと申請されていますので、町としては除外の手続きは認めざるを得まいと思っております。ただご心配いただいております、周辺、特に下の方への影響ですね、これは確かに環境的な影響が、無いのかということについては、確認をしたり、調べたりということは、する様になっていない部分もございますので、そこまでは出来ておりません。ただし、だから町として、今度は町としての話しですが、除外を認めないということにはならないと思いますので、今後、環境的な問題については、当然、そういったものを設置される様な状況なり、こういったものをやられてか、いうのに合わせてで

すね、いわゆる周辺部に、大きな影響のない様な指導はですね、どこまで出来るかというのは、法的に難しいところもあるんですが、当然、指導はしていく必要がある。これは役場全体としてもあるとは考えておりますというところでございます。

議長 はい10番委員さん。

10番 今回の件ですけど、堆肥にしようと思ったら屋根を下さいという、町だけじゃない、国からのそういうのがあったんじゃないですかね。

議長 はい、事務局の方から。

事務局 そうですね、基本的に堆肥される場合には、野ざらしにならないように、勿論、屋根がついている必要があると思いますけど、農振除外の関係につきましては、基本、平面図等の提出までが添付書類となっております、立面図まで求める様には、現在のところになっておりません。そういったところにつきましてはまた、除外が可になった段階で、転用の相談があった段階では、勿論転用処理につきましては、立面図、平面図、配置図、その他先ほどありました環境の関係、地域周辺との協調ではないんですけど、協和といったところの書類を出していただく中で、許可妥当ということになるのか、どうか、という部分になってくると思われます。

議長 はい、転用の申請が出た時点で農業委員会としては、改めてどういうふうに判断するかということをする。という考え方でいいですか。

議長 農振解除については、そうだけど、それを転用ということになれば、今、言われたように、堆肥舎であれば屋根がないといけんとか、そういうもろもろのものを、農業委員会として考えて、許可するか、どうかいう判断をしていくというらまえかたでいかがですかね。

議長 はいどうぞ、9番委員さん。

9番 考え方として、そういう資材置場をするために、とにかく、外すという、第一段階の状況はそういうことでしょ。これからというのは農地転用で行くということですかね。

議長 はい、いいですか。

議長 はい、7番委員さん。

7番 7番得納です。ついでにいうのはいけんのんですが、我が安田で4番・5番が続きで資材置場になってるんですよ。これは何の資材を置くんです。イノシシがしっかり荒らしてくれとる田圃なんですよ。ここへ入るには、道路がないと入れない。道路はあるけど、道路から入るところがない。

議長 はい産業振興課。

産業振興課 こちらにつきましては、碎石の方ですね、バックホーとか、 さんの方がご利用になられまして、碎石とかバックホー。そうですね。4・5同様な。

議長 発言の場合には、マイクを入れてきっちり。

議長 で、よろしいですか。

7番 はい。

- 議長 他にはありませんか。はい13番委員さん。
- 13番 13番桜井です。7番の太陽光パネル設置に供するため除外というのがありませんでしよ、農振の土地は太陽光にできないと書いていたんですけど。条件が整っている。すべてを満たすと書いてある。そういうこともあるんですね。
- 議長 はい、産業振興課。
- 産業振興課 すみません。位置番号7につきましては、除外後のですね、農地の区分がですね、2種農地になりまして、1種農地というふうな判断になりましたら太陽光への転用は、不許可、許可できないんですけども、2種農地ということで、今回は、除外の方は可能ということになります。
- 議長 わかりますか。
- 13番 そういうことがあるんですね。
- 議長 農振になっていても、解除した後が、2種農地になれば、太陽光もOKだと、こういう判断でいいですね。
- 議長 はい、ほかには、7番委員さん。
- 7番 7番得納です。結局、農振の土地というのは、実際、今、まだあるだろうと思うんですけど、その様な土地がいっぱいあるんじゃないですかね、あっちこっち。結局、田圃としては使い道もないし、作れないし、農振になっとる土地は一部まだあるんじゃないかなと思うんですが、どこにあるかというのは、私もちょっとよう分からないんですけどね、そういうのはあるんじゃないですかね、ひょこっと出て来て、「あそこは農振だったんか」というのはあるんですよ。知らない部分がね。何とか分かる方法はないですか。
- 議長 それについては。
- 産業振興課 すみません。
- 議長 はい。
- 産業振興課 先ほどおっしゃられました様な農地はあるんですけど、こう言った事例がないと確認できないような場合もあるんですけど、農地ナビをご覧になりましたらですね、その確認が出来ますので、そういったとこで、よろしく願います。
- 議長 はい、9番委員さん。
- 9番 はい、9番鈴木です。先程みたいなことがあるんで、ここの理由のところへ、もう少しこの会議の中で「検討の材料になる様な書き方」というんですかねえ、というのがあったら、また、理解もしやすいと思うんですが、はい、以上です。
- 議長 はい。
- 産業振興課 はい、わかりました。ちょっと表現の仕方が、解り難い部分が多々ありましたので、次回の総会の際には、分りやすい様な表記の仕方にします。
- 議長 よろしいですか。改善をしていただけるということで、はい。
- 議長 他には、
- 議長 はい、他にはない様ですので、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくお願いします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 15時 06分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「世羅町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン(案)」について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、協議事項(1)別冊協議事項1をご覧ください。「世羅町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン(案)」でございます。このガイドラインにつきましても、農地転用を伴う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者から、隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所水路関係者等への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的としてガイドラインを制定したいということでございます。中身につきましては、総会の資料として同封させていただいておりますので、1番から5番の方につきましては、割愛の方させていただきたいと思っております。このガイドラインは令和5年の4月1日から施行の方、させていただきたいというふうに思っております。提出していただく書類は、このガイドライン(案)の裏面をめくっていただきまして、様式第1号で、こちらの方が太陽光発電設備の設置に係る誓約書となっております。こちらにつきましては転用事業者の方から、農業委員長に対して、太陽光発電の設置を計画する中で、そういった近隣等の関係、もしくは事業が終了する場合には、速やかに発電設備を撤去する、という様なところで、誓約書の方を提出していただく様にさせていただきたいと考えております。続いて様式2号につきましては、太陽光発電設備の設置に係る同意書ということで、設置に係る同意、ということで現在、農地法のガイドライン等につきましては、同意書につきましては、添付不要な書類、特に必要なものに関しては、農業委員会の方で定めるといような、記載の方がございますので、特に太陽光発電設備につきましては、設置から時間が経つにつれまして、中々管理が出来ない、といったところも出て来る、ということもございますので、この度、世羅町の農業委員会として、関するガイドライン(案)として今回、協議事項の中にあげさせていただいております。以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 どうぞ、8番委員さん。

8番 8番宮丸です。このようなガイドラインを作成されるのは、とても良いことだと思います。1点質問です。このようなガイドラインというのは、県内において、どこの市町もあるのかどうか、こういうガイドラインがあれば、トラブルがだんだん少なくなっていくという点で、賛成なんですけども、県内で、どの程度広がりがあるか知りたいです。よろしくお願いします。

議長 はい、どうぞ

事務局 県内では、何件か、全市町ではないんですけど、ガイドラインが制定されているのが尾道市、多少様式は違いますがそういったところで制定をされております。続いて三原市の方でガイドラインではないんですけど、聞き取り調査票という様なもので、転用事業者が、隣接の方に対して、こういったところで確認しているか、といったところで整理をされているというふうに確認をしております。それ以外につきましては、三次市の方で、今後、ガイドライン等の作成を検討されているということは、お話を聞かせていただいております。現在、事務局の方で確認させていただいております市町については以上です。

議長 その他意見ありますか。

議長 どうぞ、10番委員さん。

10番 10番荻田です。今の協議事項で、2番の事業者の隣接する農地所有者等に対してということは、近隣に住まわれている方というのは、そういう同意とかいうのは要らない、ということでしょうか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、基本的には、様式第2号の中にあります通り、隣接農地所有者が隣接地居住者の方につきましても同意を得ていただく、というふうに考えております。プラス、水路関係につきましても、例えば防草シート等することによって、水の流れが急激に変わるという可能性もございますので、水路等の関係者につきましても、水路代表の方へお話していただいて、同意は取っていただきたいというふうには考えております。

議長 はい9番委員さん。

9番 9番鈴木です。様式2号の方で、下の方で同意のないものがある場合は、その者が同意しない理由を別紙で説明すること。と書いてあるんですが、要するに、同意がなくても、ない人がいても、これは出来るというふうに判断しても良いのでしょうか。

事務局 基本的には、全員同意ということを想定しておりましたが、この同意のないものということにつきましては、居住が遠くに住まわれておられるとか、なかなか本人さんの意思確認ができない場合とか、想定させてもらって書かさせていただいております。基本的には、関係の同意全てをいただけてもらいたいとは考えております。基本的には、全員です。関係者。

議長 どうぞ。

事務局 どうしてもやむを得ない場合の理由は、ですから別紙で例えば、そういった理由が、対外的に、誰が見ても納得できる内容であると、それは含めてという形になると思います。

議長 よろしいでしょうか。

1番 ちょっと良いですか。前々からこの会、総会等で何回も発言しましたが、一番いいのは条例を作っていただきたい。というふうなことを話していたんですけど、神石高原町さんにおいては、議会の方が条例を作るべく動く、というような情報を得てます。この一歩手前として、このガイドラインができること

によってですね、随分、トラブルの回避に向けて進むのではないかなあというふうには思っております。先ほどらい、説明がありましたけど、「どうしても出さないといけない」というものでは、法律的には書いてない訳ですよ。どうしても出せとは。そういう流れの中で、出してもらおうということを考えて、こういう文書を作っていると。窓口である、入口のところである、事務局の対応としてですね、そういうふうな、今皆さん方から質問が出たような質問も併せて、相手にぶつけていただくということは大切かなあというふうに考えております。そうすることによって、これが100%のものではないにしても、これに近い様なものが出来上がっていくではなかろうか、というふうに考えています。というようなことで、補足として話をさせていただきました。

議長 はい、その他意見がありますか。

議長 はい11番委員さん。

11番 11番日南田です。様式第1号で、3番目に、事業を終了する場合は、私の責任で速やかに発電設備を撤去します。という文言がありますが、これは、例えば期間が20年とか25年、そういう、壊れたっていうことはないと思うんですが、その期間終了した時には、その廃棄物とかを、全部撤去するというふうに理解していいんでしょうか。

事務局 はい、先ほど委員さんが言われた通り、その様に考えております。

11番 よろしく願いいたします。

議長 その他ありますか。

4番 4番です。

議長 はい、どうぞ。

4番 4番上野です。今の、私、文書をよう読まんのに申し訳ないんですが、さっきの協議事項の1では、事業者が速やかに撤去すると書いてあって、様式1号では、事業を終了する場合は私の責任で速やかに発電設備を撤去します。とありますが、この場合の私いうのは、1番で私は、下記の場所へ発電設備の設置を計画しています。と書いてあるんですが、これは土地の持ち主さんではないんですね。これは事業者ということですね。

事務局 はい、4条申請でありましたら、勿論、土地の所有者になりますし、5条申請の場合であると、譲渡人になりますので渡し人として受けられる事業をされる方というふうになります。

4番 はい、分かりました。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい10番荻田です。例えば事業者が、東京方面とか色々そういう遠くの方がいらっしゃいますけど、この方に対して、隣接者、所有者とかいうのに、十分な説明をされていることでしょうか、今までもそういう例というのはありましたでしょうか。

議長 はい。

事務局 はい、基本的に転用申請される場合においては、現在はですから提出していただく書類ではございませんが、任意的なところでですね、いついつ誰と協議

をされて、承諾されたかというのを、申請書に写しとして、お願いで出さしていただいております。実際そういう所につきましては、なかなか東京に本社がある場合であると太陽光発電を今度は工事を施工する業者、といったところがそういった話を、されるというところになってくるとは思いますが、そういった場合でも、勿論、「業者さんとの委任・契約をして話をしている」というものはいただいた中で、合わせてこういったところの誓約書とかを、出していただくような形になってくるとは思います。以上です。

議長 はい、その他ありますか。

議長 13番委員さんどうぞ。

13番 13番桜井です。先程、日南田委員がおっしゃいました。3番で、事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。と書いてありますけど、事業者が倒産したり、雲隠れした時が困ると聞いたことがあるんですが、この場合、地主、持ち主が触ってもいいということにしておいてもらった方がいいと聞いたことがあります。

議長 事務局どうぞ。

事務局 基本的に所有権が移転されている場合であると、なかなか元の所有者さんがつくつくということは出来ないと思います。といったところを多分、表記するにしても、非常に難しい部分がございますので、現段階ではこの様な書き方にしかできないというふうに思います。その、先程、言われての様に、今後どうなるかというのは誰も分からないのが一つと、申請時の段階で倒産されるというのが分かって、許可をするってことには、まず、ならないので、そういったところのことも、会長からもちょっとありまして、「それは、書かれんのか」と言われたんですけど、5条申請の許可段階で、倒産するというのは、した時にはどうか。そういった表記がなかなか、このガイドライン上とかですね、誓約書の中に書くということが、そういうのを見越してやるんかということにはならないので、5条要件の中では、あくまでもできるという段階で、許可を出していることになりますので、今のガイドラインとか、申請書の誓約書の中には書くことが出来ないかなと、いうふうに、今後、このガイドラインを、今回協議をさせていただく中で、これで一旦施行させていただいて、何かしら、例えば不具合というか、こう変えた方が良いということがあれば、どんどん改定の方させていただきますね、時代にそくしたガイドラインというふうに、変えさせていただけたらというふうには思います。以上です。

議長 他にありますか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 続いて協議事項(2)「農業経営基盤強化促進法に係る権限移譲事務」について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊資料協議事項(2)「農業経営基盤強化促進法に係る権限移譲事務」について、ご説明の方させていただきます。別紙資料でご確認していただきた

と思います。趣旨等、内容等長く書かせていただいとりますが、これの元になりますのが、1ページめくっていただいた、別紙1のところのですね、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要の元の右下に、赤枠で囲わせていただいております。これにつきましては、人の確保・育成というところからですね、認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続きのワンストップ化、ということが、この度の農業経営基盤強化促進法等の改正法律で、令和5年4月1日から実施の方、する様になっております。これにつきまして、現段階では、簡単にいきますと、これ、認定農業者等が、認定される際の農業経営改善計画の中に、今までの、転用したい、というような要綱、例えば建物をいつ建つ、農地の上に建つ、というところの計画をあげていただければ、農地転用許可の手続きをすることなく、転用の方が可能になるという、簡単にいったら制度でございます。これの関係なんですが、現在、別紙協議事項2の4ページ目をご覧ください。別紙2というふうに書かせていただいとりますが、権限移譲を検討する事務の範囲ということで、今、世羅町の方へ、4ha以下の農地転用に係るもの、4条申請、5条申請に係るものにつきましては、世羅町の方へ権限移譲がなされております。その、権限移譲部分について、世羅町から農業委員会事務局の方へ再委任を受けて、現在、農業委員会の方で、4条・5条等の転用許可を、だささせていただいております。その中で、この度も、4ha以下を超えるものに関して、先ほどありました、農業経営改善計画認定の中にあるものにつきましては、農業委員会等で協議して、同意を得た上で行っていくという様なところでございます。ワンストップ化というふうになってはおるんですが、現行で権限移譲がなされない場合は、農業者から同一市町村、そこから農業委員会の方へ行って、今度また広島県の方へ一旦、県の審査基準に戻りまして、そこからまた、同意を得て農業委員会、という様なところになります。同じ様に、知事の同意事務を権限移譲を受けた場合につきましては、農業者から世羅町、世羅町から農業委員会事務局の方へ協議がありまして、それに基づいて同意して、世羅町の方で農業者の方に対して認定を行っていくという様な流れで、時間等の関係が短くなるのがひとつと、現在、農地転用等に関しては、世羅町でも県のガイドラインを基に、世羅町農業委員会としてのガイドラインの方を作成しておりますが、同じ様な内容等で、一体制を確保する等ございまして、対象事務で実施することが適当ということが、広島県の方から依頼の文書がございました。そういった、詳細の中身につきましては、別紙2の、協議事項2関連の中に、農地法の改正に伴う権限移譲追加及び追加の範囲ということで、資料の方、上げさせていただいとります。すみません。ちょっと説明が非常に難しかったと思うんですけど、中身的には、そういった形になります。ですが、業務的な所で話をさせていただきますと、どうしても、改善計画の変更認定申請をされる際にも同じように、同様の今までの4条・5条等の転用の手続き書類等が必要になってまいりますので、実際には改善計画の変更をされるよりは通常の農地転用をされる方がスピード的には早いのではないかと考えております。以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番安井です。3条の中でありましたよね、他の自治体から居住しとる人が、田圃を買ったりするんですよね。■■■の人が田圃を買うというのが、世羅町で、認可したりするのに他の市町村の事情がわからん場合には、そこへ問い合わせるわけですか、農業委員の審査の中で、町内だったら大体分かるんですが、町外の人が買う場合にそこが本当に経営やとるか、そうじゃないかということとはわからん訳ですよね。そういう、どういふか、情報が全然入っていないですから。

議長 いいですか。

事務局 それは3条で農地を取得される方のということの、お話でしょうか。

5番 ええ。

事務局 3条の取得で例えば町外に住所があったりとかされる方の場合につきましては、基本、まずは、世羅町の方で営農されているか、利用権設定等されてるかどうか、農地を所有されてるかどうか、いうところを、まず確認させていただきます。その中で、世羅町内に農地がないということで、営農が分からないということでありまして、その居住地にあります農業委員会の方で、耕作証明等を付けていただいて、なおかつ、今後世羅町におきまして、どの様な営農計画をされるのか、というようなところの営農計画書を添付していただいた中で、3条として、ですから、今後農業が出来る。もしくは機械等もある、というようなところは、判断をさせていただいたもので農業委員会の總會の方にあげさせていただいている状況です。

事務局 3条申請のその農地を持っていない方、分らない方ということにつきましては、事務局にはそれに検討する十分な情報があるということですね。

事務局 そうです。3条の許可申請書に添付していただく書類として出していただいております。

5番 今、検討しとる分でも、町が認定できるということでしょう。

事務局 先ほど、僕が協議事項2でお話させていただいているのは、農地法の3条の関係、農地を農地として取得することではなくて、農地を農地以外の物にする、転用をするというところの手続きの関係で、協議事項2ということで上げさせておるんですけど。そこは、ですから、転用なので、農地をする、されないかというところは、確認する事項ではないんですけど。転用する場合。

5番 買ったなら転用できますよね。

事務局 これは、今回、協議事項2で説明させてもらうのは、元々転用したいから申請をされるものなので、なんですけど。

議長 よろしいでしょうか。

5番 今日の3条からのずっと続きで、どうも腑に落ちん所が。ふに落ちんのでね。

5番 よその町村のものがそこに土地を引っって、それを転用するには、町の判断でできるということよね。

事務局 町の判断でできるというのではなくて、あくまでも認定農業者が前提にまずなります。その中で改善計画の中に記載をしていただいて、一旦提出をしていただく、その書類をもって、今度農業委員会の方で、それが妥当かどうか、というところを協議させていただいて、それに基づいて許可妥当という判断になると、そういったところを世羅町へ一旦返す、世羅町の方でじゃあ農業委員会の許可も出てということであると、じゃ、認定しましょう。ということで認定書をお渡しする。というような流れになると思います。

事務局 通常の関係の4条・5条の転用も農業委員会の方で、審議させていただきますが、今回、この権限移譲事務で受ける、ワンストップ化の関係につきましては、協議をして同意を得るという様な、形になる、今までの例えば先程あった、農振除外の関係、とか、利用権設定のような関係で、農業委員会へ意見を求められて、それを回答するというような形になると思います。

議長 よろしいでしょうか。

5番 法人が、ちょっと3条とごちゃごちゃになると思うんですが、法人が物事をする場合に、かなり厳正な何かがありますよね、条件とか。個人が農家になるにはその今まである一定の面積を持ってないといけんというのがあったでしょう。それはなくなる訳でしょう。

議長 協議事項2に対するの質問をお願いします。

5番 失礼しました。

議長 その他ありますか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 続いて協議事項(3)「農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊になります。協議事項(3)「農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正(案)について」でございます。こちらにつきましては、総会前段でお話させていただいた通り、本日、資料をお配りさせていただくということで、非常にご迷惑をおかけしておりまして、申し訳ありません。その中で、簡単の説明の方をさせていただきたいというふうに思います。こちらの方へ書かせていただいております通り、農地法の改正法の施行が、令和5年4月1日からとなっております。こちらにつきまして、今まで農地法第3条許可についてはですね、施行日以前に許可申請書の提出があった場合でも、許可日以降に許可、ですから4月以降に許可するものにつきましては、改正後の農地法の規定に基づき、判断をするようになっております。そのため、世羅町を含め、各農業委員会においてですね、許可・不許可が施行日以降、ですから4月1日以降になることが想定される場合は、申請者につきまして、新様式等で申請できるよう準備しておく必要があるのが一つと、それに伴って、審査基準等を改正しておく必要がございます。その中で、こちらの方に書かせてもらっている通り、

3月末日までの受付分を、3月総会で審査した場合は、下限面積の関係が適用されるんですが、審査しても4月1日以降に許可を行う場合には、下限面積要件の廃止が適用になります。世羅町の農業委員会におきましては、月末締め翌月総会という整理をさせていただいておりますので、3月総会で審査したものは、3月中に送らせていただくということで、こちらの方に該当することはないですが、下限面積の関係につきましては、令和5年2月27日の総会の中で、要件は廃止されて、告示の方をして、4月1日が施行というふうにはさせていただいておりますが、ガイドラインの中の関係につきましては、3月末までの受付で、4月1日以降に許可を行う場合につきましては、3月末までの総会で、審査基準等改正する必要があるということで、今回、協議事項に上げさせていただいております。主な、農地法関係事務ガイドライン等の改正概要なんですけど、主に、ガイドライン上に記載されております、農地法第3条申請に伴う、下限面積要件の関係の記載の削除等、様式等の変更になっております。具体につきましては、今までの農地法の関係で、要件でありました、下限面積の部分、世羅町で行きますと1000㎡以上の取得の予定、もしくは取得されているというところが、完全になくなります。世羅町に限らず、全国的になくなりまして、それ以外の農地効率化要件、農作業従事がどれだけおるとか、出来るんかとか、後は農地の関係の管理とか、機械等出来るのかどうか、後、地域周辺との状況はどうかといったところの関係のものにつきましては残ります。あくまでも、下限面積の部分のみ修正というか、廃止に伴って記載の方削除させていただくというような内容になっております。具体的につきましては2ページ目からは、一部改正ということで、農林水産事務次官の方からの、通知の文書の方上げさせていただいて、4ページ目からは、ガイドラインで変わるであろうところを上げさせていただいております。改正案と改正前、というところで一部、ほとんどの部分は、下限面積の要件になりますが、それ以外のところの部分も何点か、関する部分もございますので併せて、この度は資料の方提供の方、させていただいております。一旦はこれを、審査基準等を3月末までに改正しておかないと、4月1日以降には許可の関係が、出来ないという部分もございますので、非常に申し訳ないんですが、本日、資料を配らせていただいております。以上です。

議長

はい、事務局からの説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長

それでは、報告事項(1)及び報告事項(2)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(3)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 74 ページをご覧ください。報告事項 (3)「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

報告事項 (3)「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■	■■■■ ■■■■	畑 1 筆 59 m ²	R4 年 11 月 30 日	■■■■より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (4)「非農地証明申請について (3 件 3 筆)」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 75 ページをご覧ください。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項 (4)「非農地証明申請について (3 件 3 筆)」の内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■	田 1 筆 34 m ² (現況宅地) (始末書提出)	平成 5 年頃	地目変更	湯川・茶谷・是竹
			(現況確認) 3 月 21 日に 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
■■■■	■■■■	田 1 筆 164 m ² (現況宅地) (始末書提出)	昭和 58 年頃	地目変更	鍛冶谷・真野・梅田
			(現況確認) 3 月 19 日に 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
■■■■	■■■■	田 1 筆 2,079 m ² (現況原野)	平成 5 年頃	地目変更	松尾・宮迫・村田
			(現況確認) 3 月 22 日に 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項 (5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 85 ページをご覧ください。報告事項 (5) 農業相談の関係です。相談日は令和 5 年 3 月 1 日 (水) で、場所は黒川自治センターで、宮丸委員さん・島津委員さんに相談していただきました。相談者が 2 件ございまして、一人は世羅町■■■■の K 氏ということで、農地の売買手続きの関係でございます。農地の売買をする時の手続き方法を知りたいということで相談がございまして、回答及び参考事項のところですが、本人同士で、農地売買の意思確認が必要、農業委員会事務局で 3 条申請の手続き、申請の翌月審議を行う。許可妥当と判断されたら、許可書を交付されるので法務局にて所有権移転登記申請を行う。と一連の流れを説明させていただいて、個人でされるよりは、費用は発生しますが、司法書士さんに依頼する方が、スムーズに行われるのではないかとということでお話の方させていただいております。続いて 2 件目ですが、86 ページをご覧ください。これは農地の地目変更登記についてということで、ご相談がございました。相談内容、意向としては後継者がいないので林地化し

たいということでありましたが、回答といたしましては、管理できない理由で、地目変更することは出来ない、ということでお話させていただいて、現状は法人と利用権設定されていて、耕作せず、草刈管理のみの農地であります。可能であれば、引き続き、法人との利用権設定を継続していただくよう依頼の方、させていただきます。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集87ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。

(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

	内 容	場 所	出席予定者	備 考
3月28日	一般社団法人広島県 農業会議第119回総会	広島市文化交流会館	会長 事務局長	13:30~
3月29日 30日	タブレット操作研修会(旧町 単位の農業委員・農地利用最 適化推進委員毎に実施予定)	世羅町役場南館3階	農業委員 農地利用最適 化推進委員	
4月5日	農業相談	甲山自治センター	上野委員 宮丸委員	9:30~
4月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
4月12日	農業相談	山福田自治センター	折元委員 荻田委員	9:30~
4月25日	第4回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 はい、本分配布の方させていただいております、4月以降からの活動記録簿の関係でございます。こちらにつきましては、例年、印刷したものを配布の方、させていただいておりましたが、4月以降からはこちらの方に、記入の方していただいて、事務局の方へ提出の方していただけたらというふうに思います。こちらの方へ記載例とか、もろもろ入っておりますので、参考にさせていただきながら、書いて、ページがちぎれる様になってますので、それを出していただけたらと思います。また、3月分の活動計画につきましては、皆様にお願ひさせていただきますとるんですが、4月5日までには、非常に時間がない中、整理等もございまして大変申し訳ないんですが、農業委員会事務局の方へ提出していただきたいと、それに基づきまして、実績報告等の処理をさせていただくように

なると思います。後は、地域計画のチラシということですね、入れさせていただいております。これは、先日ですね、企画の中の自治センター長会議の中で、産業振興係の方から、配布の方を、自治センターの方へ送らせていただいたものになって、説明させていただいております。これについては、地域の農業計画ということですね、これまで人・農地プランということだったものが、地域計画ということで、名称変更、変えて、法律上に位置づけられたということで、その中で農業委員及び農地利用最適化推進委員との関わりというか役割ということも出てきますので、こういったことで配布の方、させていただくとということで、参考に送らせていただいております。続いてですが、4月の下旬位に選挙、広島県の選挙の関係があると思いますが、基本的に、農業委員さんというのは、町で雇用している、準公務員というか、になりますので、選挙活動される場合については、農業委員という身分を使ったものではなくて、そういったものを使わずなところの運動していただきたい。というふうなところでございます。この、選挙活動の関係とかについては、なられた時に、資料配らせていただいたと思うんですが、そういったところをもう一度、ご一読していただいて、この、選挙活動に関しては、そういったところで、よろしく願いいたします。先程も何点かお話をさせていただきました通り、4月1日から、農地法に基づく関係書類の関係については、押印の方、廃止の方をさせていただきます。その中で、押印の方、押印は廃止されるんですけど、どうしても本人確認といった部分が出てきますので、申請される方がご本人で、事務局にて手続きをされる場合には写しを確認、免許証とかで確認させていただくんですが、来られない方につきましては、そういったもののコピーを同封、もしくは添付して代理で出していただくというような流れに変わってまいります。そうした様式関係につきましては、明日ぐらいには町のホームページ、先程のガイドラインの関係と合わせて、ホームページの方へ、様式等は上げさせていただきます予定になっておりますので、ご相談等があれば、様式が変わったということと、押印が廃止されたので、個人として分かる、免許証の写しとか必要になってくるよというのを、ご相談があった際にはお伝え願えればと思います。最後になりますけど、4月の2日から農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの公募の方、行わせていただきます。町のホームページ上には、多分、今日か明日かぐらいには、様式の方は、上げさせていただきます予定になっておりますので、そういった部分で、無いようであれば、事務局の方へ様式が必要だということだけでいただければ、準備の方はさせていただきますと思いますので、合わせてよろしく願いいたします。以上です。

議長

はいどうぞ。

4番

活動記録簿は、私が個人でもらって名前を書く。今年改選じゃないですか。その場合は、一度ここへ返すんですか。

事務局

はい、事務局へ提出をお願いします。

議長

その他なにかありますか。

議長

はいどうぞ。

5 番 これは、うちの法人のことなんですが、農地バンクで地域に移住されて、土地を契約して、法人が請け負っとるんですが、あと1年ぐらいいるんですが、契約が。本人は転出されるということで、聞く所によると、次の人が入られるということも聞いています。けど土地は、農地は、登記は前の、転出された方の名義になっておる訳です。そういった場合は、法人は、借りとる土地を、今年も作付けしてもよろしいんでしょうか。こういうことは農地バンクで、出入りがあるときに、うちでおこったんですが、他でもおこりうると思うんで、後で聞こう思うんですが、こういう場で聞かしてもらうんで。

事務局 それは、転出はされますけど、利用権は継続されるということですか。

5 番 契約は残っとるんですが、その田圃は、後から入る人の、他人の田圃になる可能性がある。

5 番 登記がある、名義が変わってない限り、前のあれは有効ということですね。

5 番 ということは、登記はされていないということは、作付け出来るということですね。

事務局 利用権は継続されていると思いますよ。期間満了までは、合意解約とかでない限りは、期間終了までは有効です。

5 番 途中でこう稲刈り頃に登記をかえられたら。

事務局 基本的には、農地の場合、3条区分が必要になってまいりますので、所有権を移転される場合だと、事前に合意解約が必要になったり、3条申請がないと、所有権の移転登記が出来ませんので、そこはどうなるかということだと思います。

5 番 まずは、農業委員会へかけないといけないということ。

事務局 3条で所有権を移転する場合には、許可が必要となりますので、なおかつ、その方が、農地取得、3条で取得できる要件になるのか、作れるかどうかいうところが出て来るのが一つと、要件に該当しないと、どうしても3条では取得できませんので、農地は持てないという形になります。

5 番 ありがとうございました。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第3回世羅町農業委員会総会を終了します。自分が使用されたマイクの箱への片付けをお願いします。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんをお願いしますのでよろしくをお願いします。
(閉会 15時55分)